

令和元年12月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和元年12月20日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 12月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和元年12月20日(金) 午後3時～午後5時

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 45人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 宮岡 里美 |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 13. 村山 英臣 | |

農地利用最適化推進委員 30人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄 | 17. 増田 澄 | 25. 株屋根 明 |
| 2. 田村 元良 | 10. 大林 春樹 | 18. 籾岡 正一 | 26. 古川 正人 |
| 3. 田中 義啓 | 11. 三木 徹 | 19. 喜來 聖則 | 27. 近藤 秀行 |
| 4. 大西 亘 | 12. 寒川 弘 | 20. 宮本 政信 | 28. 誥石 泰弘 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 13. 尾松 英二 | 21. 津郷 憲一 | 29. 滝 壽義 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 松原 正春 | 22. 小路 敏弘 | 30. 鎌田 光男 |
| 7. 内田 久夫 | 15. 山地 正詞 | 23. 入屋 岩義 | |
| 8. 多田 輝美 | 16. 岡原 徹 | 24. 小林 繁 | |

欠席委員 1人

農業委員 1人

7. 下川 洋志

農地利用最適化推進委員 0人

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹

事務局次長 小西 裕幸

主査 中山 弘美

主査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

その他の出席者

丸亀市綾歌町土地改良区 竹内 正義

議事日程

農政に関する議題

1. 農地利用意向に関するアンケートについて
2. 委員任期満了に伴う新体制への取り組みについて
3. その他

報告

1. 全国農業委員会会長代表者集会報告について
2. 定例農家相談会の開催結果について
3. その他

土地に関する議題

議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第76号 農用地利用集積計画の決定について

議案第77号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第78号 許可後の事業計画変更申請について

議案第79号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について

報告

報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第26号 許可後の取消願について

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは開会に先立ちまして、お手元にお配りしてあります資料の確認をいたします。総会の次第（裏面に農家相談の開催結果を記載）です。「人・農地プランの実質化について」という、農林水産省が発行している冊子です。農地利用意向アンケートの実施についてという両面印刷と各筆の記載のあるものです。委員・推進委員選定状況調べ、裏面に地区割りを記載しているものです。令和元年度全国農業委員会会長代表者集会報告です。3枚綴りの位置図です。後ほど、議案審議で使います。あとは、普及センターだより、集落営農通信、イノシシ防護柵のパンフレット、農地転用現地調査の確認事項です。不足しているものがありましたら、おっしゃってください。それではこれ活動記録簿の確認です。本日の総会出席をご記入いただくとともに、前回から本日までの運営活動について記入してください。それでは携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。それではただ今から令和元年度12月定例総会を開会いたします。会長よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） あらためまして、皆さん、こんにちは。今年も残すところ、11日になりました。農業委員、推進委員の皆さんには、一年間、しっかり現場活動に取り組んでいただきまして、ありがとうございました。私たちの委員任期は3年間です。約2年半が終わりました。7月で任期が満了ということになります。任期が、あと半年ほどありますが、4月には次の委員の募集が始まります。3月までには委員の名簿ができあがっていなければなりません。人・農地プランを作成するための地区の座談会をすることになります。できるだけ、皆さんに留任していただきたいと思っています。個人の都合とか地域での申し合わせとかあると思いますが、次の委員をどうするか検討を始めてください。今の委員が留任できない場合には、その地区で責任を持って、人選していただくようになります。人・農地プランや地区の座談会に積極的に対応できる方を選んでください。具体的なスケジュールについては、事務局長から説明いたします。座って、議事を進めます。

それでは早速ですが、議事に入ります。本日の出席委員は16名中15名でして、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、3番尾野委員と4番石井委員をお願いいたします。それでは農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。総会次第をご覧ください。まず農政に関する議題ですが、1「農地利用意向に関するアンケートについて」、2「委員任期満了に伴う新体制への取り組みについて」です。報告として、1「全国農業委員会会長代表者集会報告について」、2「定例農家相談会の開催結果につい

て」です。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「農地利用意向に関するアンケートについて」、事務局長からお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。農地利用意向に関するアンケートについて、説明いたします。配布しております、「人・農地プランについて」と「農地利用意向に関するアンケート」をご覧ください。当初、11月総会でアンケートをお渡しし、12月から戸別訪問してくださいという説明をしておりました。しかし、事務局で確認したところ、誤りが発覚して、それを修正しているところです。現在、地区ごとに分類する作業をして、来年1月総会で配布する予定です。アンケートを行う目的ですが、11月総会で、香川県農業会議の近藤局長より、農地利用の最適推進強化のために必要な取組であるという説明がありました。人・農地プランの実質化ということで、国でまとめた冊子があります。それを抜粋したものを、本日、用意しております。1枚めくってください。「なぜ、いま人・農地プランの実質化なのか」というのが掲載されています。これまで農家の方々が、地域で協力して、農地を守ってきたわけですが、高齢化や農産物価格の低迷など、農家を取り巻く環境が厳しくなるなかで、農地が利用されず、荒廃化が進んでいます。こういう状況を何とかしなければならぬということで、地域の皆さんで、農地をどうしていくかのプラン作りをしていくことになりました。平成23年か平成24年に丸亀市でもプランを作成しました。農協の旧支店単位で、人・農地プランを作成しました。しかし、地域の方々が話し合いして、作ったプランではないので、実効性が疑われました。その反省を踏まえて、地域でプラン作りをするために、どういう取組をするのかということ、この冊子にまとめています。人・農地プランの実質化の取組の流れですが、そのスタートがアンケートになります。アンケートを基に地図を作成し、地図を基に地域で徹底した話し合いをしていくことになります。どのようにして、農地を利用していかというプランを実質化していくことが求められています。今回、アンケートを実施するのは、プラン作りのスタートになります。まず、アンケートを行う。地域の農業者の年代分布、どのような年齢層の方が農業を行っているか聞き取りをする。アンケート用紙をご覧ください。また、耕作者の状況、後継者がいるかいないか、農地を拡大するのか縮小するのかを記入します。農家の状況を聞き取りすることになります。裏面は自由記入です。2枚目です。その方が耕作されている農地の一覧です。1枚で12筆まで記載できます。耕作予定年数、あと何年耕作できるかを、筆ごとに記入するようになります。家の近くは耕作できても、少し離れたところは耕作できなくなるかもしれません。農地の形状も合わせて、記入していただきます。1筆ごとの状況をアンケートで答えていただいて、1筆ごとの状況を地図化することになります。1筆ごとに、農地が耕作されなくなるかという状況を、地図で確認できるようにします。この地図を基に、地域で話し合いをします。その基になるアンケート調査を今回お願いするこ

とになります。話し合いの結果、まとめたものが、人・農地プランになります。担い手として誰を位置づけるのか、自分が耕作できなくなれば、荒らすのではなくて、耕作できる人に預ける、というのを話し合ってください。まず、戸別訪問していただいて、アンケート調査の聞き取りをしていただく。それを、回収・報告していただく。また、何回訪問しても不在で、時間ばかりかかるということも想定されます。今、考えているのは、返信用封筒です。不在の場合に、アンケート調査票と返信用封筒をポストに入れるようにする。それで一旦、委員の役目は終了します。期限を過ぎても返信されない場合は、再度、委員に訪問していただくこともあるかもしれません。農地パトロールで現地調査したときと同様に、活動記録簿に日にちとどちらの農家に訪問して何をしたかを記入すれば、時間に応じて報酬を支払います。活動記録簿は、総会の時、または、市役所本庁農業委員会事務局、各市民総合センターに提出してください。アンケートの提出期限ですが、農地パトロールが始まる前の、5月末とします。また、問題点があれば、事務局までお知らせください。その都度、検討いたしますので、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 農地利用意向調査に関するアンケート調査についての説明が終わりました。この件について、ご質問がありましたら、お願いします。

●農業委員（西山敏彦君） 現在、農地を持っている家庭は全て訪問するのですか。

●事務局長（長法秀樹君） 農地の所有者ではなく、農地の耕作者を対象にしています。農地台帳を確認しますと、死亡された方がそのまま所有者になっていたり、市外に転出していたりしている場合があります。こういう場合は除いて、市内に住民登録がある方を対象にしています。1,000㎡未満の耕作者も除いています。

●農業委員（西山敏彦君） 今回は、1,000㎡以上の耕作者を対象にするということですか。

●事務局長（長法秀樹君） そのように、進めています。

●農地利用最適化推進委員（田中義啓君） 箇条書きにしてもらわないと、あまり理解できません。

●事務局長（長法秀樹君） 市内に住所がある方で1,000㎡以上、耕作している方が対象です。丸亀市に住所があって、1,000㎡以上耕作している方にアンケート調査することになります。

●農地利用最適化推進委員（田中義啓君） 1月のアンケート調査票配布の際に説明してください。

●事務局長（長法秀樹君） 箇条書きを用意するのは、今ですか、それとも、1月ですか。

●農地利用最適化推進委員（田中義啓君） 議論するのであれば、今、用意してください。

●会長（松岡繁君） 1月総会の時に、再度、説明するというのでよろしいでしょうか。

●事務局長（長法秀樹君） 対象者の名簿を用意しますので、その名簿に基づいて、アンケート調査をお願いします。

- 会長（松岡繁君） 1,000 m²未満は名簿に記載しません。1,000 m²以上で名簿を作成します。
- 農地利用最適化推進委員（田中義啓君） 要は、名簿に基づいてアンケート調査をしたらいいのですか。
- 会長（松岡繁君） 名簿は農業委員に渡します。集落ごとに印刷ができないようです。農業委員に名簿を渡しますので、推進委員に配分してください。
- 農地利用最適化推進委員（内田久夫君） 耕作者の一笔調査票は、所有者ではなくて、耕作者の内容ですか。
- 事務局長（長法秀樹君） 貸付していない方は、所有者が耕作者となります。ご高齢の方で、所有者は自分だけど、耕作者は息子さんという場合もあります。
- 農地利用最適化推進委員（内田久夫君） 耕作者は農業委員会を通しての方に限りますか。
- 事務局長（長法秀樹君） 農業委員会を通して、利用権設定をしている方に、アンケートをお願いするようになります。実際に、耕作していない場合は、備考欄に記入しておいてください。
- 農地利用最適化推進委員（寒川弘君） アンケートをした後で、報告してくださいということです。報告を今までの様式を使えばいいのですか。
- 事務局長（長法秀樹君） 活動記録簿の農地利用最適化業務用に記入してください。
- 農地利用最適化推進委員（寒川弘君） 農地パトロールのときは1筆ごとに報告書を作りましたが、アンケートの場合は、何軒か訪問して、まとめて報告書を作るのか、それとも1筆ごとに作るのですか。
- 事務局長（長法秀樹君） 訪問の場合は、日にち単位を原則とした上で、耕作者単位で報告書を作成してください。
- 農地利用最適化推進委員（岡原徹君） 万が一、事故が起きた場合は、どうしたらいいのでしょうか。脱輪とかロードレスキューを呼んだ場合、接触事故を起こした場合は、どう対応したらいいのでしょうか。
- 事務局長（長法秀樹君） そういう事故が起きたときは、事務局に連絡してください。傷害保険に加入しておりますので、業務上の事故やけがに、十分ではないかもしれませんが、保険が対応しております。
- 農地利用最適化推進委員（岡原徹君） 夜間の場合は、どうしたらいいですか。
- 事務局長（長法秀樹君） 連絡網に私の携帯電話を載せていますので、私に連絡してください。
- 会長（松岡繁君） 他にありませんか。もしありましたら、事務局に連絡してください。農家を訪問する際に、なぜ、こういう調査をするのか、その後、どうするのかという説明も必要だと思います。事務局長から説明もありましたが、「人・農地プランの実質化について」を参考にしてください。次に、議題2「委員任期満了に伴う新体制への取り組みについて」、事務局から説明します。
- 事務局長（長法秀樹君） 失礼します。配布しております、「委員・推進委員選定状況調べ」をご覧ください。

い。あと、認定農業者の名簿をご覧ください。会長のあいさつでもありましたが、3年前に選挙で選出する制度から公募のうえ市長が任命する新しい制度ができました。推進委員を設けることで農地の最適化を推進する体制に変わりました。平成29年7月20日に任命され、その任期は来年の7月19日までです。次期委員を選定する作業に入らなければなりません。4月に募集をかけます。1か月間、市役所本庁、各市民総合センターなどで応募用紙を配布します。広報などで募集について、お知らせします。応募して、すぐに定数に達するわけではないので、現委員に次期委員を選任する作業をお願いします。地区によって、委員の決め方が違うと思います。農業委員については、原則、認定農業者でなければならないという制約もあります。人・農地プランを実質化していくなかで、地区の話し合いにも積極的に関わっていける方を委員に選定しなければいけないと思います。早めに選定作業を始めてください。次回総会に「委員・推進委員選定状況調べ」を記入して、提出してください。裏面に地区割りを掲載しています。主な町名だけを掲載していますが、掲載していない町名についても、農地パトロールで回っていますので、誰の担当かご存知だと思います。選定状況を、1から4のなかで選んでください。毎回の総会で報告してください。

●会長（松岡繁君） 事務局の説明が終わりました。ご質問等はありませんか。特に、無いようです。その他の議題はありますか。

●事務局長（長法秀樹君） 3点あります。先月、承認をいただいた令和元年台風第19号災害に伴う義援金として、2万5000円を寄付する件ですが、12月2日に郵便局から振り込みました。2点目です。農業委員会だよりですが、例年ですと、12月下旬に集落代表者にお届けして、年始までに配達していただいていた。集落代表者制度が変更になりましたので、個人への郵送に切り替えました。年明けに郵送いたします。1月中旬には届くように手配を進めています。3点目です。農地転用の現地調査をお願いしていますが、どういった点に注意して現地調査をすればいいのか、教えてほしいという声がありました。8項目まとめております。転用予定地の確認、どの農地が転用されるか確認してください。どのような転用内容か確認してください。いちばん重要なことは、その土地が転用されることによって、周辺農地にどのような影響を与えるかです。隣接農地と田渡しになっていないか、用水が確保されているかということを確認してください。転用後の隣接農地の排水先が無くなってしまわないか、ということを確認してください。転用後の隣接農地の進入路が確保できているかを確認してください。他に不明な点があれば、その都度、担当にお聞きください。

●会長（松岡繁君） 3点、説明がありましたが、何か質問はありませんか。無いようですので、報告連絡事項に移ります。「全国農業委員会会長代表者集会報告について」、私から報告いたします。11月28日に東京メルパルクホールで開催されました。全国農業会議所二田会長からあいさつがありました。農業委員会組

織は抜本改正から4年目を迎えました。農地管理事業の改正により「人・農地プラン」の実質化に向け地域の話し合い活動への農業委員、農地利用最適化推進委員の積極的な参加など、その役割が明確にされたところである。委員の皆さんの責任も重くなると同時に、それだけ重要な役割が付与されたところである。今後、農業委員会組織は農地中間管理機構をはじめとする関係機関団体との連携を一層強化し、人と農地の問題について地域の皆さんとの話し合いを促進し、意欲ある農業者が将来に向けて希望の持てる農業の実現に取り組まなければならない。本日の集会は、第一部は「人・農地プラン」の実質化の事例報告と今後の取組の強化に向けた申し合わせ決議を行います。第二部は、新たな食料・農業・農村政策の要請決議を行います。今後、私たちは決意を新たに、組織一丸となって農地利用の最適化に全力をあげ、目に見える成果を挙げるよう心から期待します。そういう趣旨のあいさつがありました。来賓として、農林水産大臣は国会がありましたので出席していませんでしたが、衆議院農林水産委員長、参議院農林水産委員長、農林水産省経営局長の3人が出席していました。あいさつを簡単にまとめると、農業・農村の現場で農地利用最適化に努力している皆さんに敬意を表します。「人・農地プラン」の実質化のための意向把握と地域の話し合い活動に取り組む役割が法律に明記されました。関係機関と連携して、成果を挙げることに期待します。以上のようなものでした。第一部では、全国の優良事例の報告がありました。広島県三次市農業委員会、宮城県角田市農業委員会、愛知県豊田市農業委員会の報告がありました。三次市農業委員会の報告を紹介します。三次市では、平成31年3月現在、36地区の「人・農地プラン」が作成されている。さらに、複数の地区で作成に向けた話し合いが進められている。以前は、担い手への農地集積等のプラン作成が多かったが、近年は、用排水路の改修など、農地の条件整備に取り組むことを目的としたプランの作成が増加しつつある。農林水産課で「人・農地プラン」は農地の条件整備に取り組むことを目的とするのもかまわないということを確認しました。地域での話し合いを進めるためには、現状把握と地図による「見える化」を図ることが大切である。何もしなければ、どうなるか。①担い手が急激にいなくなる、②耕作放棄地が増える、③地域農業が維持できない等が懸念される。このような危機感を共有し、地域のみんなで考える必要がある。座談会は、グループに分かれて、課題と解決策をワークショップにより整理し、全体会議に報告を行う。ワークショップは、付箋紙にそれぞれ意見を書いて、大きな紙に貼り付けていきます。全国農業会議所専門相談員澤畑さんの『「人・農地プラン」の実質化を進めるために』という記念講演がありました。紹介します。現状の適格な把握（アンケート調査）と情報の共有（地図に落とし、10年後はこうなりますという現状認識）。危機意識の醸成。地域で第1回目の座談会を行う（皆さん、どうしますかと地域の皆さんに問いかけを行う）。状況説明を受けて、地域としての方針を決定（座談会2回目）。地域としての目標に向けた進め方を決定する（座談会3回目）。座談会で何ができるかをワークショップで行う（なぜワークショップなのかというと、しゃべる人はいつも同じ、声の

大きい人の意見だけ、ほとんどの人は何も言わない、全員が主役になる)。成功させるポイントは、①マイナス思考ではダメ、②熱意(形だけ、仕方なくではダメ)、③一緒に考えよう、一緒にやりましょうというスタイルで、④信頼関係の醸成はできているか、⑤みなさんに説得力、調整力があるか。そのままにしておけば、将来大きなつげとなって跳ね返ってくる。勇気をもって行動することが重要。小さな積み重ねが大きな結果に。申し合わせ決議は、「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」のさらなる推進のための申し合わせ決議等でした。第二部は、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定等に向けた要請決議です。①わが国の食料安全保障の確立と食料自給率・自給力の向上、②農地政策、③担い手・経営政策、④農村地域振興政策、⑤その他です。資料を事務局に置いていますので、関心のある方は、ご覧になってください。大会終了後、地元の国会議員に対して、要請決議に基づく要請行動と意見交換を実施しました。以上のとおりです。ご質問等はありませんか。定例農家相談会の開催結果の報告をお願いします。

●事務局長(長法秀樹君) 失礼いたします。それでは次第の裏面をご覧ください。前回の定例農家相談会の開催結果です。飯山市民総合センター開催分は11月27日水曜日、大林伸嘉委員、本庁開催分は12月5日木曜日日本田委員、綾歌市民総合センター開催分は12月10日火曜日岩崎委員で、それぞれ午前9時から正午まで行いました。綾歌市民総合センターで1件、飯山市民総合センターで1件相談がありました。内容は、綾歌分は、長男に生前一括贈与をしたいとの相談で、奥さんとも相談済みとのことでした。農地等の「贈与税納税猶予制度のあらまし」を渡して説明し、3条第1項の申請書を渡しました。飯山分は、市道がついた時の残地で現在売りに出ているので、相談者の田への進入路わきにある土地の面積を知りたいとのことであった。また、相談者の農地に木が覆いかぶさっているので指導してほしいとのことであったので、飯山市民総合センター業務担当から所有者に苦情の内容を伝えると返答しました。続いて、次回の農家相談会の開催予定です。飯山市民総合センターにつきましては、12月27日金曜日大林伸嘉委員で、市役所本庁開催分につきましては、1月6日月曜日鈴木委員で、綾歌市民総合センター開催分につきましては、1月10日金曜日に久米委員の担当で、それぞれ午前9時から正午までとなっています。担当の委員につきましては、「農家相談の手引」をお持ちの上、相談に乗っていただくよう、よろしく願いいたします。

●会長(松岡繁君) ただいまの報告につきまして、ご質問はありませんか。無いようです。そのほかに事務局ありませんか。

●事務局長(長法秀樹君) ありません。

●会長(松岡繁君) それでは、以上で報告事項を終わります。続いて農地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長(長法秀樹君) 失礼いたします。それでは土地に関する議題について提案させていただきます。

議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第76号 農地利用集積計画の決定について

議案第77号 農地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第78号 許可後の事業計画変更申請について

議案第79号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について

報告といたしまして、

報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第26号 許可申請の取消願についてとなっています。ご審議、よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第73号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼いたします。事前に送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って説明いたします。位置図と一緒に、ご審議、よろしくお願ひいたします。議案第73号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は8件です。

1番、郡家町・・・面積71.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を、譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、郡家町・・・面積71.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、1番で説明した案件の譲受人が交換する農地についてであり、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を、譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、飯野町東二・・・面積66.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、兼業により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、飯野町東分・・・合計面積866.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

5番、土器町西一丁目・・・面積 965.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、すでに分家独立し、経営規模拡大を図る譲受人（弟夫婦）へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

6番、綾歌町岡田上・・・面積 450.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

7番、綾歌町岡田東・・・合計面積 4,716.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻・野菜を作付けする計画が提出されています。

2ページをお開きください。

8番、綾歌町岡田西・・・面積 224.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜・果樹を作付けする計画が提出されています。

以上8件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況などから、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法3条第2項の各号の禁止要項には該当しない、または適用されないため、許可相当と考えております。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。そのなかで、整理番号4番の案件は、推進委員11番の三木委員に関する事項でありますので、11番三木委員の退席をお願いします。議案第73号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」のうち、整理番号4番について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは採決をいたします。議案第73号「農地法第3条第1項の許可申請について」の内、整理番号4番1件につきまして、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第73号「農地法第3条の許可申請」整理番号4番1件につきましては、原案どおり、許可することに決定いたします。11番三木委員の入室を許可します。続きまして、議案第73号の内、残り7件を議題とします。何かご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは採決をいたします。議案第73号「農地法第3条第1項の許可申請について」整理番号1番から3番、5番から8番の7件につきまして、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議も無いようでありますので、議案第73号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」7件は原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、議案第74号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第74号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、中津町・・・面積647.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は亡父が昭和54年に車庫・物置を建築し、それ以後、貸駐車場、貸車庫、露天貸駐車場として利用してきました。平成29年に相続により土地を取得し、30年10月から相続登記の手続を始めましたが、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き貸駐車場等として利用するものです。申請地は、準工業地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、綾歌町富熊・・・合計面積0.15㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和2年2月1日から令和5年1月31日まで3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

3番、綾歌町富熊・・・合計面積0.46㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和2年2月1日から令和5年1月31日まで3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

4番、飯山町真時・・・合計面積957.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2

種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上4件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件の支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ございませんか。

●農業委員（村山英臣君） 営農型太陽光発電をこのような狭い土地でののですか。

●事務局長（長法秀樹君） 面積が0.15㎡とか0.46㎡になっているのは、営農型太陽光発電ですから、実際に一時転用するのは、支柱の部分の面積だけです。円柱の杭を打ち込みますので、その円柱の断面積になります。支柱の本数と断面積を掛けたものが合計面積になります。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。無いようですので、採決をいたします。議案第74号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議無いようですので、議案第74号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」4件は許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。次に、議案第75号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 4ページをお開きください。議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は15件です。

1番、七番丁・・・合計面積794.57㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、今津町・・・合計面積2,245.55㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲7区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、今津町・・・合計面積330.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は昭和42年頃から所有する農地を宅地として利用し、2階建住宅1棟が建っており、現在まで宅地として利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するも

のです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

4番、津森町・・・合計面積2,767.67㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲8区画の造成整備と、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

5ページをお開きください。

5番、津森町・・・面積786.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転贈与を行い、グループホーム1棟の建築整備を図るものですが、申請地は昭和50年頃から雑種地として利用しており、今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、宅地として利用するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

6番、中津町・・・合計面積241.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転贈与を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、土器町東一丁目・・・面積1,020.19㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅4棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺に候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、三条町・・・合計面積743.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅2棟、車庫2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、原田町・・・面積1,100.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転贈与を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯野町東二・・・合計面積132.81㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、住宅への進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 1 番、飯野町東二・・・合計面積 363.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 2 番、飯野町西分・・・合計面積 452.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 3 番、綾歌町岡田・・・面積 1,270.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、太陽光発電パネル4基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 4 番、飯山町真時・・・合計面積 957.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 5 番、飯山町東坂元・・・合計面積 719.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、太陽光発電パネル2基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上15件、申請があった案件につきましては転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件の支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決いたします。議案第75号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、許可相当として委員会意見書を添付のうえ県へ進達することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 無いようですので、議案第75号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」15件につきましては、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。続きまして、議案第76号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(小西裕幸君) 7ページをお開きください。議案第76号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第76号は、7ページから17ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画です。申請件数45件、筆数120筆、面積111,353.42㎡の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画は行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長(松岡繁君) ただ今の説明に対して、ご質問、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) よろしいですか。ご異議ないようでありますので、議案第76号「農用地利用集積計画の決定について」、45の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に議案第77号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(小西裕幸君) 18ページをお開きください。議案第77号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」です。議案第77号は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画(案)に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は、18ページから21ページに記載のとおりです。36筆の機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長(松岡繁君) ただいまの説明に対し、ご質問、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようでありますので、議案第77号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」は農業委員会として異議のない旨、回答いたします。次に、議案第78号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(小西裕幸君) 22ページをお開きください。議案第78号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は3件です。

1番、郡家町・・・合計面積4,543.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成24年12月5日、分譲住宅17棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、17区画の内、16区画は工事が完了していますが、残り1区画について、まだ売買が完了しておらず、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成24年12月5日から令和元年11月30日までを、令和3年11月30日まで、2年間延長して、分譲住宅の完了を図りたいと申請がありました。

2番、郡家町・・・合計面積1,181.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成28年11月24日、分譲住宅5棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、5区画の内、1区画について、まだ売買が完了しておらず、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成28年11月24日から令和元年11月23日までを、令和3年11月23日まで、2年間延長して、分譲住宅の完了を図りたいと申請がありました。

3番、三条町・・・合計面積1,049.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成28年2月23日、分譲住宅3棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、3区画の内、1区画について、まだ売買が完了しておらず、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成28年2月23日から平成31年2月22日までを、令和3年2月22日まで、2年間延長して、分譲住宅の完了を図りたいと申請がありました。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第78号「許可後の事業計画変更申請」3件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。続いて、議案第79号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 23ページをお開きください。議案第79号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」です。本件につきましては、令和元年12月2日付けで丸亀市綾歌町土地改良区理事長から、同土地改良区が施行する農地耕作条件改善事業・・・地区の換地計画について、土地改良法第52条第8項の規定に基づき、農業委員会会長あてに同意の依頼がありました。これは、土地改良事業の換地計画を定める場合、土地改良法第52条第1項で、土地改良区はその行う土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとあり、今回、・・・町土地改良区が香川県知事へ換地計画書の認可を申請するにあたり、本農業委員会の同意が必要となるため、その同意を求めるものです。換地計画の概要につきましては、従前が関係農家数16軒、関係農地72筆、

51,717.49㎡であり、換地後が関係農家数16軒、関係農地40筆、45,064.51㎡となっております。また、現型図及び換地図につきましては、別紙資料をご覧ください。ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はございませんか。

●農業委員（村山英臣君） 2点、お尋ねします。まず、以前の農業委員会で、この地区で、全く同じ土地かどうかは分かりませんが、20年間賃貸借契約して、約5町、モモ園を経営するということでした。2点目は、換地はたいへんな作業です。事業費はどれくらい、かかったのですか。

●会長（松岡繁君） 1点目を事務局長からお願ひします。

●事務局長（長法秀樹君） 位置図をご覧ください。換地計画の地域とは違って、モモ園になっているのは、上側の地域です。

●会長（松岡繁君） 2点目を綾歌町土地改良区からお願ひします。

●綾歌町土地改良区（竹内正義君） 丸亀市綾歌町土地改良区の竹内です。よろしくお願ひいたします。この事業につきましては、いま変更を申請しています。総事業費は1億2500万円です。地元負担は5%です。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。無いようでありますので、議案第79号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」、異議の無い旨、回答いたします。

それでは報告事項に入ります。報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第26号「許可申請の取消願について」を、一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 24ページをお開きください。報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。案件は4件です。

1番、津森町・・・面積740.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成6年10月17日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望があり、地区の委員に相談予定です。

2番、津森町・・・合計面積645.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年4月14日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

3番、飯野町西分・・・合計面積4,467.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成15年3月9日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はあり

ません。

4番、綾歌町富熊・・・合計面積6,786.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年1月7日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

それでは、26ページをお開きください。報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は4件です。

1番、綾歌町岡田東・・・面積4,716.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、経営規模拡大の耕作のため、賃貸人主導により、離作補償無く合意解約するものです。

2番、飯山町真時・・・面積1,036.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償無く合意解約するものです。

3番、飯山町真時・・・合計面積196.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償無く合意解約するものです。

4番、飯山町西坂元・・・面積874.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、借り手の労働力不足のため、離作補償無く合意解約するものです。

それでは27ページをお開きください。報告第26号「許可申請の取消願について」であります。報告は1件です。

1番、山北町・・・面積53.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年1月19日に29丸農委第1(3)53号で、農地法第3条第1項の規定により、所有権の移転を許可しましたが、譲渡人が農地として利用するため、錯誤により農地法第3条の規定による許可申請の取消願を行うものです。

以上、報告第24号から26号を報告いたしました。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等ありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 一つ、確認します。報告第24号整理番号1番についてです。権利を取得したのが、平成6年10月17日となっていて、既に25年ほど経っています。いつまでに届出をしなければならぬのですか。

●主査（岩崎正英君） 権利を取得した日というのは、被相続人の死亡日です。その日から相続登記ができていなかったということです。現在は、相続登記は義務ではありません。農地法第3条の3の届出は義務づけられています。

●農業委員（宮武雅毅君） 届出しなければならないのですね。罰則もあります。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。無いようですので、以上で報告第24号から第26号の報告事項を終わります。以上で12月の定例総会での議案審議ならびに報告事項は全て終了しました。長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。お疲れ様でした。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、事務局の方から、事務連絡をいたします。まず来月の定例農業委員会ですが、開催日程は1月20日木曜日午前9時30分からとなっております。場所は、この会場、本館2階第3会議室となっております。次に現地調査です。1月の締切日が6日となっておりますので、現地調査は8日水曜日に行く予定です。関係委員には7日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。以上で終わります。お疲れ様でした。

（午後5時終了）